



第35回

「所得拡大促進税制」の見直し・拡充

賃上げに対して積極的に取り組む企業には、「所得拡大促進税制」という優遇税制があります。一定の要件を満たす賃上げを行った企業は、法人税の税額控除を受けられます。なお、この要件については、平成30年度税制改正においては、要件がさらに緩和されました。是非、ご利用ください。

1. 現行の内容と改正後の内容 (資本金が1億円以下等の要件を満たす中小企業者等の場合)

【表1】

平成30年4月1日以降から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、改正後の要件が適用されます。ただし、給与等支給額が、前期比で増加していなければ税額控除はありません。

【表1】

	現行	改正後
要件	①給与等支給額*1が平成24年度比で3%以上増加 ②給与等支給額が前事業年度よりも増加 ③平均給与等支給額(継続雇用者*2への給与等支給額÷給与等を支給する継続雇用者数)が前年度よりも増加	①給与等支給総額が前事業年度よりも増加 ②平均給与等支給額が前期よりも1.5%以上増加
優遇内容(税額控除)	給与等支給増加額(当期-平成24年度)×10% ※その年度の法人税額の20%を控除限度とする。	給与等支給増加額(当期-前期)×15% ※その年度の法人税額の20%を控除限度とする。

\*1 国内雇用者に対して支給する給料、賃金及び賞与で、役員や使用人兼務役員に対して支給する給与や退職手当は除く。  
\*2 国内雇用者のうち適用年度及び前事業年度において給与等を支給している者をいう。

【表2】

	改正前	改正後
要件	平均給与等支給額が前年度より2%以上増加	①平均給与等支給額が前期より2.5%以上増加 ②次のいずれかの要件を満たすこと ・前期より教育訓練費の額が10%以上増加 ・事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けるなど一定の認定を受けたこと。
上乗せ優遇内容(税額控除)	上記1.の税額控除額に下記の控除を上乗せ 給与等支給増加額(当期-前期)×12%	上記1.の税額控除額を下記へ控除額増加 給与等支給増加額(当期-前期)×25%

【表3】

- 法人が自ら教育訓練等を行う場合
  - ・講師報酬等(当該法人の役員又は使用人に対するものを除く)
  - ・研修施設、設備その他の資産の賃借料
- 外部委託により教育訓練等を行う場合
  - ・委託先に支払う費用
- 第三者の行う教育訓練等に参加させる場合
  - ・授業料・参加費

(1) 改正前  
適用年度及び前期において給与等の支給を受けた国内雇用者で、前期の中途で入社した者や、適用年度に退職した者を含んでいました。

(2) 改正後  
適用年度と前期の全期間の各月において、給与等の支給がある雇用者で一定のものに限定されました。(税理士 光廣 昌史)

2. 上乗せ措置の見直し(中小企業者等の場合)【表2】  
上記の要件の他、一定要件を満たす場合には上乗せ措置の適用が可能です。こちらの要件も

3. 教育訓練の定義【表3】  
上乗せ措置の要件に規定され

ている教育訓練費は、使用人の職務に必要な技術、又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で、表3に掲げるものとされています。

4. 継続雇用者の範囲

賃上げ要件の「一人当たりの平均給与」継続雇用者一人当たりの月収の平均給与額の計算の基礎となる「継続雇用者」の範囲が改正されるため、給与等の金額・人数の集計にあたっては注意が必要です。

あなたの経営羅針盤

# Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ  
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007  
お申込みはHPから  
URL / http://www.office-m.co.jp/

第4回 家族を幸せにする相続セミナー

## 認知症に備える「家族信託」を活用した相続対策

「家族信託」とは、一言でいうと「財産管理の一手法」です。ご自身(あるいはご家族)の意思能力(判断能力)の低下に備えた対策として、元気なうちから資産の管理・処分を信頼できる家族(親族)に託すことで、元気なうちは、本人の指示に基づく財産管理を、本人が判断能力を喪失した後は、本人の意向に沿った財産管理をスムーズに実行できます。また、家族・親族に管理を託すので、高額な報酬が発生することもなく、誰にでも気軽に利用して頂けます。今回の講座では、この制度の仕組みについて解説しますので、今後の相続対策のひとつとしてお役立て頂ければと思います。

◆日時 2018年8月7日(火) 14:00~16:30 ◆参加費 1,000円(税込)  
◆講師 代表取締役・税理士 光廣 昌史 ◆定員 18名(受講対象者/一般の方)  
◆会場 てらまちビュー空檜(12階) ◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ  
広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドB.L.D 総合企画部/下田・和田